認定計画情報（注６）

		変更前	変更の有無	変更後	変更理由	備　考
再生可能エネルギー発電事業者（注７）			□変更あり □変更なし		□関連会社からの事業譲渡 □他の会社からの事業譲渡 □上記以外	□地方税法第七十二条の四に規定する法人
発電設備の区分（注８）			□変更あり □変更なし			
発電出力（ｋＷ）（注９）			□変更あり □変更なし		□電気事業者都合 □上記以外	
設備の所在地（注１０）			□変更あり □変更なし			□別紙あり
太陽光発電設備の設置形態（注１１）			□変更あり □変更なし			
太陽電池に係る事項（注１２）	製造事業者名		□変更あり □変更なし		□製造事業者都合 □上記以外	
	種類		□変更あり □変更なし		□製造事業者都合 □上記以外	
	変換効率	 □真性変換効率 □実効変換効率	□変更あり □変更なし		□製造事業者都合 □上記以外	□除外事項該当性
	型式番号		□変更あり □変更なし			□別紙あり
	太陽電池の合計出力（kW）		□変更あり □変更なし			
風力発電設備に係る事項（注１３）	製造事業者名		□変更あり □変更なし			
	型式番号		□変更あり □変更なし			□別紙あり
	ＮＫ認証番号		□変更あり □変更なし			
配線方法（注１４）			□変更あり □変更なし			
電気事業者への電気供給量の計測方法			□変更あり □変更なし			
保守点検責任者（注１５）			□変更あり □変更なし			
保守点検及び維持管理計画（注１６）			□変更あり □変更なし			□別紙あり
接続契約締結日		平成　年 月　日	□変更あり □変更なし	平成　年 月　日	□接続契約解約後の再締結 □再接続検討後の再締結（注１７）	

再生可能エネルギー発電事業の実施において遵守する事項
（注）再生可能エネルギー発電事業者を変更し、下記事項を遵守することに同意する場合には、下記□内に印をつけること。

事業計画策定ガイドラインに従って適切に事業を行うこと。（注１８）	□
安定的かつ効率的に再生可能エネルギー発電事業を行うために発電設備を適切に保守点検及び維持管理すること。	□
この事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づくことがないよう、適切な措置を講ずること。	□
接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力抑制の指針に基づいた出力抑制の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。	□
発電設備又は発電設備を囲う柵塀等の外側の見えやすい場所に標識を掲示すること。【２０ｋＷ未満の太陽光発電の場合を除く】	□
再生可能エネルギー発電事業に関する情報について、経済産業大臣に対して正確に提供すること。	□
この再生可能エネルギー発電事業で用いる発電設備を処分する際は、関係法令（条例を含む。）を遵守し適切に行うこと。	□
運転開始期限内に運転を開始できない場合には、変更された調達期間によりこの再生可能エネルギー発電事業を行うこと。	□
再生可能エネルギー発電事業を実施するに当たり、関係法令（条例を含む。）の規定を遵守すること。	□
発電開始前から継続的に源泉等のモニタリング等を実施するなど、地熱発電を継続的かつ安定的に行うために必要な措置を講ずること。【地熱発電の場合のみ】	□

添付書類（注１９）						
	①変更内容説明書（注２０）	書類名：				
	②住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍謄本、又は戸籍抄本のいずれか（法人にあっては、法人登記簿謄本）（注２１）		□変更あり □変更なし	書類名：		
	③印鑑証明書（注２１）		□変更あり □変更なし	書類名：		
	④設備の所在地に係る登記簿謄本（注２１）		□変更あり □変更なし	書類名：		
	⑤土地の取得を証する書類等（注２２）		□変更あり □変更なし	書類名：		
	⑥建造物所有者の同意書（屋根置きの太陽光発電のみ）		□変更あり □変更なし	書類名：		